

## リース資産の減価償却方法の変更について

## 1. 変更の理由

現在、市の基準で「ファイナンス・リース取引」に該当する資産は、すべてリース期間を耐用年数として減価償却を行っている。そのため「ファイナンス・リース取引」のうち所有権移転の資産についても、市が建築等により取得した場合の減価償却期間（耐用年数）と比べて早い期間（リース期間）で減価償却<sup>※</sup>している。

※リース期間満了後の所有権移転に伴って資産登録する際、備忘価格 1 円として登録している。

このことについて、「ファイナンス・リース取引」のうち所有権移転の資産を適正な期間で減価償却するため、「リース資産・リース債務の計上に関する基準」及び「固定資産の計上に関する基準」を一部改正する。

## 2. 変更の内容

## ① 「ファイナンス・リース取引」の要件

現基準による「ファイナンス・リースの要件」

以下の（１）、（２）、（３）のいずれにも該当し、かつ（４）又は（５）のいずれかに該当する。

（１）	予算科目が使用料及び貸借料で計上されていること
（２）	債務負担行為が設定されていること
（３）	賃貸借期間が 1 年を超えるものであること
（４）	リース期間満了後に所有権移転が行われるものであること
（５）	解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね 75 パーセント以上であること

②変更後の会計処理

		耐用年数	減価償却の開始時期	残存価格
改正前		リース期間	初回のリース料支払月	ゼロ円
改正後	要件（４）に該当 （所有権移転ファイナ ンス・リース取引）	「公有財産の耐用年数に係る基準」及び「重要物品耐用年数基準」に定める耐用年数を準用する。	取得した翌年度	1円
	要件（５）に該当	リース期間	初回のリース料支払月	ゼロ円

③旧基準による「所有権移転ファイナンス・リース取引」の扱い

すでに登録されている「所有権移転ファイナンス・リース取引」に該当する資産については本改正を遡及適用せず、改正後に生じた案件から適用する。

④改正時期

2018年4月1日から施行する。

### 3. 基準の改正

リース資産の減価償却方法の変更に伴い、下記のとおり「リース資産・リース債務の計上に関する基準」及び「固定資産の計上に関する基準」を一部改正する。

① 「リース資産・リース債務の計上に関する基準」

\_\_部分は改正部分

リース資産・リース債務の計上に関する基準新旧対照表

改正後	改正前
<p>第6 <u>所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するリース資産の減価償却</u></p> <p>1 <u>第2(4)に該当するリース資産の減価償却は、取得した翌年度から開始する。</u></p> <p>2 <u>第2(4)に該当するリース資産の減価償却費は、原則として「固定資産の計上に関する基準」に定める耐用年数とし、定額法で残存価額を1円として算定する。</u></p>	<p>第6 減価償却</p> <p>1 <u>リース資産の減価償却は、初回のリース料支払月の属する年度から開始する。</u></p> <p>2 <u>リース資産の減価償却費は、原則として、リース期間を耐用年数とし、定額法で残存価額をゼロとして算定する。</u></p>
<p>第7 <u>その他のファイナンス・リース取引に該当するリース資産の減価償却</u></p> <p>1 <u>第2(5)に該当するリース資産の減価償却は、初回のリース料支払月の属する年度から開始する。</u></p> <p>2 <u>第2(5)に該当するリース資産の減価償却費は、原則として、リース期間を耐用年数とし、定額法で残存価額をゼロとして算定する。</u></p>	

②「固定資産の計上に関する基準」

\_\_部分は改正部分

固定資産の計上に関する基準新旧対照表

5.減価償却の考え方

<改正後>

資産の種類	減価償却対象外資産	耐用年数	償却法	減価償却の開始時期
事業用資産	土地、地上権、地役権、著作権	「公有財産の耐用年数に係る基準」に定める耐用年数による。	定額法	取得した翌年度
インフラ資産	土地、地上権、地役権、著作権 また、道路などの構築物のうち、同種の資産が多数集まって1つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰返すことにより全体が維持されるような固定資産については、部分的取替に要する支出を費用として処理することができる。	「公有財産の耐用年数に係る基準」に定める耐用年数による。	定額法	取得した翌年度
重要物品	美術工芸品類、図書 標本類、動物	「重要物品耐用年数基準」に定める耐用年数による。	定額法	取得した翌年度
図書	図書館資料			
<u>リース資産 （「リース資産・リース債務の計上に関する基準」第2（4）に該当する場合）</u>	<u>道路などの構築物のうち、同種の資産が多数集まって1つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰返すことにより全体が維持されるような固定資産については、部分的取替に要する支出を費用として処理することができる。</u>	<u>「公有財産の耐用年数に係る基準」及び「重要物品耐用年数基準」に定める耐用年数を準用する。</u>	定額法	取得した翌年度
<u>リース資産 （「リース資産・リース債務の計上に関する基準」第2（5）に該当する場合）</u>		リース期間	定額法	初回のリース料支払月

<改正前>

資産の種類	減価償却対象外資産	耐用年数	償却法	減価償却の開始時期
事業用資産	土地、無形固定資産	「公有財産の耐用年数に係る基準」に定める耐用年数による。	定額法	取得した翌年度
インフラ資産	土地、無形固定資産 また、道路などの構築物のうち、同種の資産が多数集まって1つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持されるような固定資産については、部分的取替に要する支出を費用として処理することができる。	「公有財産の耐用年数に係る基準」に定める耐用年数による。	定額法	取得した翌年度
重要物品	美術工芸品類、図書 標本類、動物	「重要物品耐用年数基準」に定める耐用年数による。	定額法	取得した翌年度
図書	図書館資料			
リース資産		リース期間	定額法	初回のリース料支払月